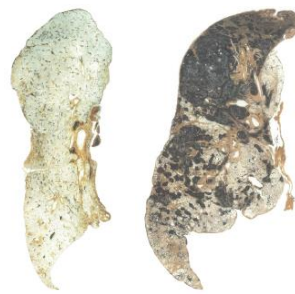


徳島第10次粉じん障害防止総合対策について

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力を失ってしまった病気を「じん肺」といいます。いったんじん肺にかかると、もとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。現在、じん肺を治す根本的な治療がないため、じん肺にかからないための対策が必要となります。



左) 正常な肺
右) じん肺
(粉じんの吸入により肺が黒くなっている。)

徳島労働局においても5年ごとで定める粉じん障害防止総合対策に基づき取り組みを行い、「粉じん障害防止規則」(粉じん則)が施行された昭和55年と比べて新たにじん肺の所見がみられた労働者(「新規有所見者」)は大きく減少しましたが、近年も新規有所見者が毎年発生しているうえ、法改正により粉じん作業従事労働者が増加しております。

徳島労働局では、粉じん障害防止対策を一層推進するため、

「徳島第10次粉じん障害防止総合対策」

を策定しました。

実施期間：令和5年度から令和9年度まで(5年間)

徳島第10次粉じん障害総合対策の重点事項

1. 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 退職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
 - ・ アーク溶接作業や岩石等の裁断等作業
 - ・ 金属等の研磨作業
 - ・ 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業
 - ・ 屋外における鉱物等の破砕作業

事業者が重点的に講ずべき措置の概要

1

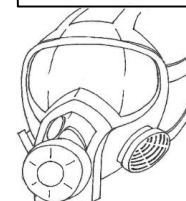
呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させてください。

粉じん障害防止として有効な「電動ファン付き呼吸用保護具」を使用しましょう。

令和6年4月より、作業環境測定で第三管理区分となりその改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用すること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストの実施が義務付けられます。

電動ファン付き呼吸用保護具



【全面形面体】



【半面形面体】

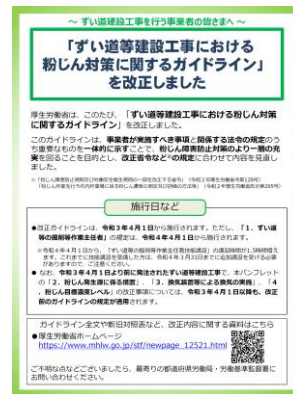
2

ずい道建設工事における粉じん障害防止対策

令和2年に改正された「粉じん障害防止規則」及び「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき対策を実施しましょう。

粉じん作業を行う坑内作業場では、切羽の近接する場所で半月に1回の濃度測定のほか、特定の作業（コンクリート吹付、鉱物の掘削、積み込み、積卸し等）では電動ファン付き呼吸用保護具を使用させます。

「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、「粉じん対策に係る計画」を添付します。



改正ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和3年4月1日施行）

- ・ ずい道等の掘削等作業主任者の職務の追加（測定方法・作業方法、呼吸用保護具の点検）
- ・ 粉じん発生源に係る措置（工法、掘削、ずり積み等）
- ・ 換気装置・集じん装置による換気方法、記録等
- ・ 粉じん目標濃度を3mgから2mgへ
- ・ 測定結果に応じた有効な電動ファン付き保護具の使用
- ・ 粉じん濃度等の測定結果等の周知の充実、切羽近接場所での測定方法
- ・ 労働衛生教育の実施 等

3

じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業従事労働者には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者に義務付けられています。じん肺健康診断（じん肺管理区分1は3年毎、じん肺管理区分2又は3は年1回）を実施しましょう。

じん肺健康管理実施状況報告を、毎年（じん肺健康診断実施の有無にかかわらず）、労働基準監督署に提出してください。

4

離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方に「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（平成29年3月策定）を配布してください。離職後、労働局に申請することにより健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所有者は無料で健康診断を年1回受診できます。（手続き方法は徳島労働局におたずねください。）



5

アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

呼吸用保護具の使用を徹底させるほか、第9次総合対策の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」に引き続き対策を講じてください。



◆本省の第10次粉じん障害防止対策は、以下のURL又は右のQRコードをご確認ください。



<https://www.mhlw.go.jp/content/001081822.pdf>

★問い合わせ先：

徳島労働局労働基準部健康安全課	☎088-652-9164
徳島労働基準監督署 安全衛生課	☎088-638-2683
鳴門労働基準監督署	☎088-686-5164
三好労働基準監督署	☎0883-72-1105
阿南労働基準監督署	☎0884-22-0890